

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷九十二第

行發日一月一十年四和昭

## 論 叢

營業稅に於ける累進課税

法學博士

神戸 正雄

平均生産力説について

文學博士

高田 保馬

我國に於ける生命保險業の首唱と先驅

文學博士

三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士

米田庄太郎

## 說 苑

北米合衆國の農業問題

經濟學士

八木芳之助

景氣變動と日本資本主義の成立

經濟學士

谷口 吉彦

明治政府の貸附金

經濟學士

吉川 秀造

## 雜 錄

漁業についての一管見

法學博士

財部 靜治

徳川時代の商人カルテル

經濟學士

菅野和太郎

獨逸信用組合の近狀

經濟學士

楠見 一正

禁漁制度に就て

經濟學士

岡本 清造

新地租法案の税率

經濟學博士

沙見 三郎

近着外國經濟雜誌主要論題

## 我國に於ける生命保險業の首唱と其先驅 (三)

——若山儀一氏と日東保生會社——

三二 浦 周 行

### 四 日東保生會社の成立

煙幕に鎖されたやうな其後の消息については、若山氏が明治十三年(十月の會社設立許可後)某新聞(中外物價新報か)に匿名で日東保生會社の事業について寄書したものと覺しき草稿の中に於て、多少の索線と思はるゝものが得られないではない。

それには先づ氏と保險事業との關係が告白されてゐる。今其文を左に抄録すると、

余カ螢雪ノ友ニ若山儀一ナル者アリ、(即チ發起人中ノ一名)往年朝命ヲ奉シテ米國ニ駐留セル頃、公務ノ餘暇、是等ノ事業マテモ心ヲ寄セテ見聞シ、歸朝ノ後、イカテ我邦ニモ此設アラハ、世ノ利益トナルヲ抄カラシト日夜ニ思ヒ居リシカ、官衙ノ務ニ遑ナク、心ナラスモ默止セシニ、去ル十年ニ、官海再ヒ波瀾ヲ觀ルノ後ハ、聘ヲ辭シテ復仕ヘス、民間ニ在リテ、偏ニ社會ノ公益ヲ進ムルヲ務メ、我風俗ノ後圖ニ心ヲ用ヒサルヲ憂ヒ、先第一ニ此會社

ヲ立テ、世人ニ儉徳ヲ勸メント志シ、(明治十年の事)某々ノ貴顯彼是ノ富商(安田蓑村等  
いふ)ニ出入シ、其志ヲ談シ、其舉ヲ詢リシニ、其頃ハ孰レモ尙早シ、時至ラス、或ハ事業大  
ナレハ容易ニ企ツヘカラス、或ハ驥尾ニハ附カンモ、創業ノ事ハ力足ラサレハ辭センナトイ  
ヒテ、假初ニモ共ニ力ヲ協セントイフ者ナカリシカ、其中一貴顯(大隈重信侯を指す)ノミ獨  
リ初メヨリ希圖ヲ贊成セラレ、ソハ我社會ニ鴻益アルヲナレハ、余モ一臂ノ力ヲ副ン、サレ  
ト事業至重ナレハ、宜ク忍耐勉強百折不撓ノ氣象ヲ存シテ事ニ從ハサルヘカラスト獎勵セラ  
レ、猶影ナカラ底保セラル、ニ由リ、爾來同氏ハ己カ本業ヲ外ニシテ、多クハ此事ニ關レル  
歐米人ノ著書ヲ涉獵シ、時々人ヲ備ヒ、或ハ知人ニ託シテ、本邦各地ノ人民カ生死ノ統計ヲ  
取調ヘ、或ハ算術ニ長セル人ニ託シテ、生命ノ中數ヲ計リ、或ハ自己ノ意匠ヲ以テ、數種ノ  
表ヲ作り試ミタレト、猶心ニ安カラサル所アリ、終ニ米國ノ教師ニ託シ、彼邦ノ某會社ニ復  
託シシ、十數部ノ書ヲ取寄セタルニ、彼會社ニテモ、其舉ヲ壯ンナリトシ、其社ニ於テ用フ  
ル所ノ算數表、診査醫實驗表、保生證書ノ書式マテ取揃ヘテ送ラレシニ由リ、更ニ潛心熟讀  
シ、其眞理及實地取扱ノ事マテモ洞通シ、彼ヲ模範トシテ共持會社ノ組立ヲ制シ、(初めの  
計畫は株式募集の筈であつたのを、後に相互組織に改めたのであるが、其事はこゝに省略さ  
れてゐる)漸ク同志ヲ募リテ、昨年(十二年)ノ九月ニ至リ、初メテ出願ノ舉ニ及ヘルナリ、

サレハ其初メ事ヲ企テタルヨリ、出願ニ及フマテ、月日ヲ費ス。二年餘、(明治十年一月官を罷めた時から起算したもの)其後モ今日ニ至ルマテ、全ク本業ヲ打捨テ、之ニ従事シ、人ヲ傭フテ、社務ノ手續一切ノ事ヲ整理シ、華々トシテ倦マス、且當初ヨリ獨リ産ヲ擲チ、資ヲ捐テ、更ニ人ノ助力ヲ仰カス云々、

とある。是迄は大體前記述情の告白と相一致する。

此寄書は幼年豫備保生と養老保生との効果を第五章に引くが如く力説した後「此ノ如キ良法ヲ案出シテ世人ヲ惠マンントセル發起人等カ功德ハ誠ニ莫大ノ事ナルカ、此ニ列ナル五名ノ人カ、同氣相求メ、同時ニカ、ル善根ヲ思付キタリトイフモ亦不測ナリ」といつてゐる。此五名は若山氏の外、平岡、川崎、市川、安田の五人の事かと思ふと、前に引用した當初から獨り産を投じて他人の助力を仰がなかつたといふ文の末に、

終ニ本年四月頃ヨリ彼發起人中ノ原氏、續テ茂木、三野村氏等ノ義ニ勇ム巨商カ資ヲ助ケルニ由リテ、今日全ク事ヲ舉グルニ至リタリ、

といつてをて、若山、原、茂木、三野村の四氏外一名であつた事が知れる。即ち横濱の原善三郎氏茂木總兵衛氏を始め、三野村利助氏、朝比奈閑水氏の五人であつた。されば其後如何なる紆餘曲折があつたか詳かでないにせよ、前の四富豪が全部脱退した代りに、明治十三年四月より新

たに此四富豪の後援を得て、事業が頓に進捗したものと見え、六月には豫めて提出中の願書に發起人の變更についての修正を加へた。(其事は後に説かう) 寄書には若山氏の言として、出願に及べるより今般官許を受けるまで大約一年を経たと見えてゐる。初めから餘りに熱心なる後援者とも思はれなかつた平岡其他の四富豪に較ぶれば、原其他の四富豪の出資援助は氏に取つて無上の喜悅であつたらしく、義に勇む巨商との感謝の語を以て其好意に酬いてゐる。思ふに彼等の後援に依つて、許可の難關であつた政府の借入金、及び特許願の撤回となり、難なく許可が下つたものではあるまいか。前の四富豪の脱退も亦これが爲めであつたかと思はれぬでもない。

寄書は更に斯く許可の下る迄に約一年を要した理由を揣摩して、

別ニ仔細アルニ非ス、抑人命保険トイフコトハ創始ノ事ナルニ、其持會社ナトイフコトハ、最モ耳新ラシキコトナレハ、其筋ニテモ、種々ノ合議アリタルナレト、其方法ノ確實ナルト、他發起人ノ廉直ニシテ資力アルト、頗ル官ニモ認許セラル、所アリテ、畢竟允准ヲ賜ハリタルナリ、サルモ尙寄託人即チ社會ノ人ヲ深ク保護セラル、御趣意ニヤ、實價二萬圓ニ當ル公債證書ヲ本社ニ積置クヘク、且營業ノ事ハ、時々府廳ノ官吏カ派出監視セラル、トノ御指令ナレハ、府郡廳ナトヘ届バナシニセル官許會社トハ全ク別段ノ者ナリ、一體其持會社ノ組立ハ、創立入費營業ノ家屋什器等ヲ調フル費用ノ外ハ、別ニ資本ヲ積置クヘキ者ニハ非

ス、言ハ、寄託人一同寄合ノ會社ナリ、サレハ右等ノ費用ハ、最初發起人ヨリ出シ置キ、追々ニ掛金ノ中カラ之ヲ差引キ、又役員ノ給料日用雜費等モ掛金ノ中ヨリ辨給スル割合ニシタル者ニテ、其餘ハ皆寄託人ノ爲ニ、保生金ノ準備トシテ貯置キ、之ヲ運轉シテ利益ノ割賦ヲモスルコトナレハ、別段ノ準備金ハ全ク無用ノ者ナリ、サレハ政府ヨリ右ノ如キ御指令アルハ、本社カ世間ニ信望ヲ得ルノ種トモナレハ、誠ニ悦ハシキコトナリ云々、  
といつて居る。

猶ほ此寄書には、これを掲載したると同じ新聞の社説の寫と覺しきものが添へられてゐるが、それには寄書が若山氏の功勞を説き、日東保生會社の發起人諸氏の信を措くに足るの巨商であつて、同社の確固憑むべきを述べたるは、これを認むるも、廣告並に定款に載せたる解約割戻は弊害を生ずるの恐れがあるから、これを廢して只拂濟證書の方法のみを設けたならば、世人の爲め、會社の爲めに、大なる利益あるべしと信ずと論じてゐる。これは氏の事業の一反響と見るべきものであらう。

##### 五 生命保險業に對する若山氏の意見

若山氏の生命保險業に着目したのは、其在米中の事ではあつたが、これを我國に開始せんとしたのは、明治十年氏の退官後からであつて、態々亞米利加から、種々の參考書類をも取寄せ、熱

心に研究を重ね、又數學、醫學に關する事はそれ／＼斯道の専門家に質して理解に力めてゐる。氏が保生算法を著して、「保生寄托金ノ割合ヲ知ラント欲セハ宜ク保生實給金算法、單保生實給金算法、歳分保生實給金算法ヲ領得スヘシ」と、精細に各計算法を説明してゐるのは其苦心の結晶である。而して氏の計畫は初めは混合組織に依らんと試みたが、後に改めて相互組織即ち氏の所謂共持會社としたのである。

私は若山氏の生命保險會社の成立を期として、こゝに少しく氏の懷抱してゐた意見抱負を窺ふことゝしたい。今から見ればもとより何れも啓蒙的の記述であつて、堂々たる論旨の觀るべきものとはなく、殊に氏の筆と覺しき新聞の寄書の如きは、通俗平易を旨として書かれたものではあるけれども、其一斑を知るに足ると思ふから、先づ左に其一節を抄出することゝしよう。

凡ソ世ニ人ノ親トシテ其子ノ行末ヲ思ハヌ者ハナケレト、朝ナタナノ營ニ遑ナキカラニ、覺エヌ其教育モ疎カニナリ、良師アレトモ就カシムルヲ得ス、善書アレトモ購フヲ得ス、果ハ其子ヲ不學無能ニ仕立アケ、世ノ笑種トスルカ多シ、マシテ今ハ昔ノ世ノ中ニ非ス、カノ難波津、安積山ニテ間ヲ合セ、盆暮二季ノ附届ニテ事ヲ濟マセシ頃ニ比スレハ、學術技藝共ニ高尚精密ニ進ミタレハ、學ヒノ科モ多岐ニ分レ、肆業ノ費モ自ラ多シ、サレハ其子ヲ人並々ニ育テ上ケントセハ、親タル者ハ夙ニ此等ノ覺悟ヲシ、僅ナリトモ、餘金ヲモテ、月一度該

社ニ預ケ置キ、扱其子ノ滿十年トイフ年ニ至リ、其豫備金ヲ養老保生ノ掛金ト引替ヘナハ、モシヤ不幸ニシテ其子ハ天死ストモ約束セル保生金ハ必ス得ラル、ヲモテ、責テモノ心慰メニナルヘク、又恙ナク成長セハ、其頃ニハ十分ノ學資金ヲ得ラルヘク、其高多クレハ一家ヲ興ス資本トモナルヘシ、コハ唯男兒ノ上ノミナラス、昔ヨリ世俗ノ言ニ、女子ヲ生メハ桐ノ木一本ヲ樹エテ、簞笥長持ノ料ニ充ツルトイヘト、今ハ衣服調度何クレトナク物價ノ昇レルヨリ、嫁入支度モ容易ノ事ニハ非ス、其上學ハスヘキ藝術モ俗ニツレテムヅカシクナリニタレハ、女子モタラン人ハ、其落著ノ定マルマテハ、男兒ヲ育ツルヨリハ入費ノ多キコト、覺悟シ、豫テ其手宛ヲ爲シ置カハ、後日ノ遺憾少カラシ、扱又贏ケノ多キ商買柄ニテ、今ハ時メク商人ニテモ何時損毛ヲスマシキニモ非ス、年期短カキ養老保生ヲ寄託シ置カハ、萬一失敗アリトテモ、及ハヌ悔ミヲ爲スコトアラシ、好シ又借金アル人ニテモ、眞實上ノ貸借ナラハ金主ト熟談ノ上、期限ヲ定メテ保生ヲ頼ミ、保生證書ハ金主ニ預ケ、自身ニハ相違ナク掛金セハ、滿期ニ至リ、借金ハ皆濟トナルコト故、此上モナキ濟シ崩シノ良策ナラスヤ、若シ又不幸ニシテ期限前ニ己レハ鬼録ニ登ルトモ、金主ニ少シモ損毛ナク返金ノ濟ムコト故、友ニ信義ハ欠カヌナリ、又彼農家ノ子多キハ代々田地ヲ割與ヘテ別家サスルノ習アリテ、本末共地業次第ニ減少シ、困窮ニ至ルヨリ、世俗ニ思慮ナキ者ヲ田ワケトイフトナン、蕃山翁ヤ



ラハ言ヘルコトアリ、今ハ人智モ開ケタレハ、片田舎ノ僮父ニテモ、サマテニ不勘辨ノ事モスマシケレト、昔モ今モ兎角ニ事欠クモノハ饑ナレハ、縦令ヒ田畑ニ富ミタラン人モ子多クレハ、末々マテハ手廻リカネ、或ハ田地ヲ質入シテ二三男ヲ片付ケ、或ハ據ナク粉糠三合ノ瘦世帯ヲ持タスル等往々之アリ、一二代ヲ經レハ貧富相隔リテ、親類附合モ自ラ出來カヌル例モ少カラス、サレハ先祖相傳ノ地業モ減ラサス、家格モ墜サス、本末共ニ永ク繁昌サセント心掛クル人ハ、其長子ニハ家業ヲ全ク總領セシメ、自身ハ該社ニ保生ヲ託シ置キ、其死ニ金ナリ生キ金ナリヲモテ二三男又ハ娘等ノ始末ヲ付ケハ、家産ハ一毫ヲモ損セスシテ、容易ク十全ノ手宛モ出來ルナリ、

次に地租改正其他に關する若山氏の意見書は、明治二十三年氏が逝去の前年のものと推定されるものであるが、それには年金局を創設する事と題して、公債證書を年金に改算し、これを受くる人の一生に限る事とすべしとの意見を述べ、命數表に據つて立論した後更に生命保險の事業を年金局に屬して取扱はしむべき事と題して、我政府の郵便局に貯金を取扱はしむるは、小民を利益するに便利な仕組ではあるけれども、これを生命保險の子孫又は依託者を益するの大なるに比すべからずと説き、次に左の如く論じてゐる。

生命保險ノ算法ハ又一科ノ専門ニ屬スルカ故ニ、片紙一葉ノ説キ盡スヘキニ非サレハ、此ニ

ハ唯政府ニ於テ此事業ヲ營メハ、何故ニ利益多キヤヲ證明スルカ爲ニ、簡短ニ之ヲ述フヘシ、

譬ハ此ニ依託者アリ、其身ヲ以テ保險ヲ託シ、死後其子、又ハ家督、又ハ其妻ニ金一千圓ヲ賜與セラレンコトヲ託スレハ、此一千圓ヲ保生金トイフ、此依託ヲ爲シ保生金ヲ得シカ爲ニハ、毎月毎三月、若クハ毎一年ニ一回宛掛金ヲ爲スナリ、此掛金ニハ二様ノ性質ヲ含メリ、保險費トイヒ準備金トイフ、保險費ハ同様ノ寄託ヲ爲ス者死スルトキハ、其保生金ニ充ツル者ナリ、準備金トハ、依託者中生存スル者ノ爲ニ準備スル所ノ者ナリ、之ヲ合セテ保生質費トイフ、然レトモ此質費ノミニテハ、會社ノ社費及利益ノ出所ナシ、故ニ尋常保險ノ掛金ヲ爲ス、毎年一回ノ者ニハ、此質費ニ三割乃至四割ヲ割掛ルナリ、之ヲ負課金トイフ、此負課金ハ年々ノ掛金ニ同一ノ割合ヲ以テ割掛ルモノナレハ、政府若シ此事業ヲ營マハ、實ニ莫大ノ歲入ヲ得ヘシ、

其例を舉げてこれを立證し、官吏をして節約の風に化せしめ、其子孫をして利惠に浴せしめんが爲めに、高等官以上の官員は、必ず年金證書を購ふか、生命保險を託するかの義務を負はしむるの規則を設けられんことを建議し、

生命保險ノ方法ハ、尙養老保生トテ依託者本人カニ生ノ間何年後ト定メ期間ニ至レハ保生金

ヲ受ケ、若シ期限内ニ本人死スレハ、妻子ノ之ヲ受得ル方法アリ、官吏カ善後ノ計ヲ爲スニ最モ適當ノ方法ナリ、其他尙依頼者ノ利便ヲ計ルカ爲、掛金ノ仕事等種々アリ、今逐一セズ、若シ下問ヲ賜ハラハ委曲奉答スヘシ、といつてゐる。

若山氏の生命保険に關する記録の内容は、略以上に盡きてゐる。これを見て先づ吾人の注意に上るは、歐米に於ける生命保険を我國に採用せんとするについて、氏が其主唱者であつた事である。氏の建議書には明治十一年に首唱したといつてゐるけれども、同十二年に氏みづから書かれたと覺しき述情には、既に其前二年から大隈、安田、箕村、永岡諸氏に告げて賛意を求めた事が見えてをり、新聞の寄書にも在米中より注意して見聞し、明治十年官を解かれてより後、先づ第一着に此會社の設立を恩立ち、某々の貴顯、彼是の富商に出入して其志を談じ、其舉を詢つたといつてゐる。當時の我國に於て、氏程早く生命保険に關心を有つた人は他にあるまい。氏自身も其首唱者たる誇を確かに意識してゐた事は述情の中に、氏が志業の成らずして困憊を極めつゝあつた頃の述懷を載せて、若し其志が行はれずとも、我邦にて先鞭を着けたといふ虚榮を得て安んずべしといつた一節のあるのでも知れよう。氏は又後年の建議書の中に於て、「生命保険ノ事ハ本邦ニ於テハ、明治十一年ニ愚カ首唱セシヨリ五百名社ヲ始メトシテ甚シキハ猜計ヲ以テ貧民カ

微少ノ得餘ヲ撈取スル者アリ弊風已ニ甚シキニ至ル」といつて、其首唱せる事業の意外なる影響を説き、次に首唱後に成立せる五百名社及び明治生命保險會社を批評して、「五百名社ハ大資本家其事ニ幹タルカ故ニ、其算法ノ濫妄ナルニ似ス、今尙存スト雖モ、惠與金ノ全額ヲ死者ノ遺族ニ給スルニ不足ヲ生シ、困惑極マルヲ以テ、其首唱者タル一有資家(安田氏であらう)先年曾テ愚ニ詢リシコトアリ 其他明治生命保險會社ノ如キハ、三菱會社其擁後タレハ先ヅ危險ノ患ハナカルヘキカ」といひ、次に代理店を三井物産會社に託して開業せる米國ニユーヨークの一會社の廣告の趣旨の不合理なる點を指摘してゐるが、追に斯業の主唱者たりし人丈に其批判は肯綮に中つてゐる。

## 六 森教授の研究論文の検討

若山氏の執筆と覺しき新聞の寄書には「生命請合會社ノ事漸ク廣ク世ニ取沙汰スルコトナリ、或ハ五百名社或ハ何社トテ種々類似ノ者出來タレバ云々」と記されてゐる。それらが皆氏の日東保生會社の影響を受けたものか如何かはもとより輕くしく斷言すべき限でないが、安田氏の共濟五百名社は、縦ひ表面は安田氏と舊水戸藩の某との談話から思附いたやうにいはれてゐるとはいへ、當時の安田氏が若山氏との間に交渉頗る頻繁であつて、安田氏自身、其事業に何程かの諒解を有ち、一臂を假すの約があつた事を思へば、其影響を受けたものである事は毫も疑ふ餘地がな

森教授は明治生命保險會社第一回報告中の會社創立概略に「明治十二年の末、莊田平五郎、小泉信吉の二氏談話の次、生命保險の事に及ぶ。後幾も無く莊田氏小幡篤次郎氏と相謀りて、先づ生命保險會社創起見込書を作り、之を其朋友に示したりしに、生命保險會社の設立を賛成するもの多く、十四年二月二十一日始て東京京橋區南鍋町十二番地受詢社の一室を借りて創立事務所と爲し」云々とある文中の「明治十二年の末」といふ日附について、(一)共濟五百名社の設立との關係(二)郵便報知新聞の社説との關係及び(三)保命會社との關係を揣摩され、第一に對しては、共濟五百名社の組織が、莊田、小泉兩氏間の談話が機縁となつてなされたのではあるまいかとの疑問を起された。私は當時安田氏に向つて生命保險業の開始を勧めたといふ舊水戸藩士の何人たるかを知れば、此疑を解くべき鍵が得られようと思ふものではあるが、五百名社の創立について、莊田、小泉兩氏の間に交された談話の影響を考ふる前に、少くとも其前々年より保生會社の問題について安田氏と可なり親密な接觸を保ちつゝあつた若山氏の事を考慮する必要があらうと信ずる。教授は又明治十三年三月創業の共濟五百名社以下の保險事業が、科學的生命保險の發生を刺戟するに至つたやうに觀測されてゐる。これは安田氏と若山氏との交渉を知られないから無理もないけれども、少くとも日東保生會社と共濟五百名社との關係を見れば、聊か冠履顛倒の嫌がな

いでもなからう。第二に明治十二年十二月十七日の郵便報知新聞の社説が、歐米諸國に行はるゝ生命保險の方法に基いた會社の創立を希望してゐたのは、是より先き同年九月(教授は十月と推定されてゐるが、若山氏の自記述情には内務大藏兩卿宛にて東京府廳に提出したのは九月十三日の事であつて其後十七日、東京府廳の申渡に依り更に知事宛にて差出したと記されてゐる)に於て既に東京府に設立許可を出願した若山氏の保生會社の事實を知らなかつたもので、新聞記者としては頗る迂濶の譏を免れない。これは若山氏が實業界の有力者でもなく、又十二年に一度新聞に投書したらしいが、其宣傳も餘り巧妙でなかつた爲めに、記者の注意に上らなかつたのであらう。第三の明治十二年の末に、莊田、小泉兩氏が生命保險業の創始につき物語つたのは、東京生命保險會社の創立見込書が充分の練磨を經てゐないやうに見える事、其計畫の内容が保生會社のものと大に類似してゐる事等から、或は若山氏の日東保生會社の計畫に誘導されたのであつたかも知れぬとの教授の疑は、私も同感である。若山氏の保生會社の計畫が苦心慘澹推敲を重ね來つた徑路は私の紹介した氏の自記に徴しても明白な事實であつて、其出願も早く、準備書類も數部の副本を取つて頒たれ、中には印刷されたものもあつた位であるから、(前記濟利會規則の如きは日東保生會社本店と刷込んだ用紙に書かれてゐる)後の計畫者に依つて利用されたのは有勝の事であつたらう。

森教授は日東保生會社の記述に當つて、専ら大隈侯家の書類に據られた。大隈侯家には、若山氏が執事を経て、會社規則寄託人心得書、寄託人心得用紙法式等を呈した事が述情にも見えてゐるが、是等は何れも日東保生會社出願時代のもので、(保生會社に三類ある事、以下數項の答辯書は内務省庶務局の質問に答へたものである事、述情に據つて察せられる)是より先き明治十年頃保命會社計畫時代の書類も贈呈されてゐる筈であるから、保命會社に關するものはそれであらう。森教授はもと保命會社といつて、混合組織に依る計畫であつたものを、後に相互組織に依る事に變更され、會社名も日本保生會社と改められたのは、如何なる理由に依るか明らかでないといはれてゐるが、若山氏自身の告白に據れば、氏は最初は混合組織が我國情に最も適切なりと思惟したのであるけれども、後に至つて、「漸く此業體の組立を考ふるに、ミューチュアル會社にしたる方遙に公平至當を得たるものなり」と考へ直したからである。而かも斯く前後に依つて改論變説の行れた動機は全く株金募集の困難なるが爲めであつて、氏自身株式募集の爲めに百方努力したるも不成績に終つた爲め、失望の餘り、一時は政府に官營を勸説して見たが、其頃は「最早株金を募る事は思ひ絶たり」といつてゐる程であつて、後に安田、川崎二氏より株金募集の事を勧められた時も、氏としては氣乗薄であつた事が述情に明記されてゐる。

森教授は又明治十三年六月發行の東京經濟雜誌に「此度若山儀一君、原善三郎君、其他數名の

協議にて日東保生會社と云へる一社を創立し、生命保険の業事を營み度き旨を其筋へ願ひ出でられたるよし。其營業の仕組を聞くに、夫の米國などにてミチュユアル、ライフ、インシュラン  
ス、コムパニーとか申す仕組に倣らひ、初めより資本を募らずして、唯だ得意先より得たる手  
料を以て保險の業を營むの趣向なるよし」とある記事と、同年十一月四日以後の新聞に「今般官の  
准允を得、日東保生會社(人命保險)を東京日本橋濱町二丁目十一番地に設立す」との若山氏以下  
發起人五名連名(發起人中楠見信貴、永井直毅、行岡庄兵衛の三名は都合に依り退社)の開業豫告  
の廣告とを参照されて、「若山氏一派の計劃は、十二年十月に混合組織の保命會社の設立を出願  
し、その認可が得られなかつたので、更に十三年六月に相互組織の日東保生會社の設立を出願  
し、同年十月に之を認可せられたものと了解し得るのである」と推斷されてゐるが、其點も事實  
に相違がある。成程若山氏の最初の計畫は混合組織の保命會社設立であつたけれども、其後氏は  
此計畫を抛つて、相互組織の日東保生會社を創立することとなり、明治十二年九月(十月でない  
事は前に正して置いた)始めて出願して以來は日東保生會社であつて、保命會社として願出でた  
事實はない。而して日東保生會社に關する新聞の寄稿中、「若山氏ノ言ニ、已ニ出願ニ及ヘルヨ  
リ今般官許ヲ受ルマテ、大約一年ヲ經タルハ、別ニ仔細アルニ非ス、」云々といつて、耳新らしき  
共持會社に對する其筋の僉議の手間取りし爲めであると説いてゐるのは、十二年九月の出願が、



十三年十月に許可になつた事と一致する。東京經濟雜誌に見えた若山、原氏等の出願の記事は、其時始めて日東保生會社の設立を願出でた意味ではなく、發起人の變更より願書の修正をなしたものを聞き違へたものであらう。或は許可の難關であつた拜借金の點、十箇年の營業獨占權の點を修正して願書を提出したのもかも知れない。併し日東保生會社其者の出願は、既に其前年の事であつたから、若山氏は出願以來許可迄、一年間を経過したといつたのであらう。若し認可が得られなかつたものを、改めて出願したものならば、氏が斯くいふ筈はあるまい。

然るに日東保生會社は、開業の豫告に終つて、營業を開始した事實は傳つてゐない。これに對して、森教授は「同社が遂に營業を開始するに至らずして消滅した主たる理由は、恩借金も無く、基金も無いがために、創業費及び新契約費に困難を感じた爲ではあるまいか。たとひ第百國立銀行の背景(原、茂木、三野村三氏共に第百國立銀行の重役であつた)を有するにもせよ、また三大實業家の名を發起人中に列するにもせよ、彼等は相互會社として無資本であることを條件として賛成して居るものと考へられるから、營業困難の際に充分なる財政上の援助を與へることを欲しなかつたのであるかも知れない。」との推測を下されてゐる。或はさうした事情があつたかも知れぬ。新聞の寄書に據るも、政府の認可指令には、(一)實價貳萬圓に當る公債證書を本社に積置く事、(二)營業の事は時々府廳の官吏が派出監視する事との二條件を附された事が見える

が、其中後者は兎に角、前者については、發起人中の富豪を煩さねばならなかつたこと言ふ迄もない。さりとて彼新聞の寄稿に「義ニ勇ム巨商カ資ヲ助クルニ由リテ今日全ク事ヲ舉グルニ至リタリ」とか「其方法ノ確實ナルト、他發起人ノ廉直ニシテ資力アルト、頗ル官ニモ認許セラル、所アリテ、畢竟允准ヲ賜ハリタルナリ、」と氏が推擬措かなかつた彼等富豪が、開業間際に出資を肯んぜずして、營業不能の窮地に陥らせであらうか。併し同社が開業の豫告を出してより以來、規則書の送附を申出づるもの日に百を以て數ふるに對して御望の諸君は御來社を煩はさんどの新聞廣告を出してゐるのを見ると、事小ながら財政的逼迫を暗示してゐるものども考へられ、又同業者中、同社の開業前より、世の信用を失はせんが爲めに種々の惡宣傳をなすものがあるとの新聞記事が見えたり、同社の定款、及び廣告に見ゆる解約割戻の事が狡黠なる寄託者に乘せられて、會社の損失となる恐れある事を指摘した新聞社説等が現れたり、開業前より種々面白からざる事情の存在した事も考慮に入れてよかるべく、又翌十四年氏の任官に依つて會社の中心人物を失つた事も當然思合さるべきであらう。

## 七 日東保生會社の生命保險史上に於ける地位

斯くて生れ出づる悩みは遂にこれを愈やすの術もなく、我國最初の生命保險會社は、設立認可を得たばかりに、後者の明治(もと東京)生命保險會社に此榮譽ある地位を讓つて寂滅に歸したこ

思はるゝのは、其理由の如何を問はず、哀れ果敢なき運命であつた。一身一家の利害を犠牲にして、こゝ迄事業を進めて行き乍ら、斯る本意なき最後をまざとく見せつけられた若山氏たるもの、何としてもあきらめられなかつたであらう。併し氏は他迄も學者肌の先覺者であつて、事業家の素質ではなかつたらしい。述情を見ても、實業界の奇傑安田善次郎氏等に鬪争され乍ら、毫もこれを悟らなかつた様子は餘りにも人格の至純さに同情される。氏は永久に我國に於ける生命保險の啓蒙期に於ける唯一の先覺者であり、又科學的生命保險業の首唱者たる榮譽を荷ふべき人であつて、會社事業の成敗は必ずしも一經濟學者としての氏を累すべき重大なる失錯と見るべきではあるまい。縦ひ氏の事業は不成立に終つたとはいへ、これに誘導されて、生命保險會社勃興の機運を促進し、明治生命保險會社其他の有力なる會社の設立となつて、我國に於ける生命保險事業の發達に貢獻したとするならば、廣き意義に於て氏の成功と看做すを得べく、我國に於ける保險業者は宜しく氏の勞を多として永久に感謝を捧げなければなるまい。

それについて私の遺憾に堪へないのは、是迄我國に於ける生命保險會社の起源を説くものが、何れも共濟五百名社を生命保險の急先鋒として次に明治生命保險株式會社を挙げたり、(岩間六郎氏著保險小史の如き) 共濟五百名社を以て本邦生命保險の開祖といふを否認して、其僅に生命保險の思想を受けたるに止るものとし乍ら、尙ほ明治生命保險會社を以て、我國に於ける生命保

險事業の嚆矢とし、(粟津清亮氏著本邦ニ於ケル保険事業ノ沿革略の如き)斯業の率先者として生れたものとするものばかりである。(設樂久著日本生命保険業史の如き)さり乍ら本邦生命保険事業の活歴史といはるゝ物集女清久氏の談話として、日本生命保険業史に引用されたものを見ると、明治生命保険株式會社の發起は明治十二年の末頃に、三菱の莊田、小泉兩氏の會談の際、話頭上つたのが始であるといはれてをる。假りにこれを事實とするも、日東保生會社の出願より何箇月か後の事である。斯くて翌十三年に至つて莊田、小泉兩氏の外、小幡篤次郎氏、阿部泰藏氏等も加つて、創立準備に着手する事となつたものゝ、愈交詢社の一室を借受けて創立事務所に充て、阿部、物集女の兩氏が主として調査を擔任したのは、翌十四年二月からの事であつて、六月十三日に設立願書を出し、同二十九日に許可の指令が下り、七月八日に第一回の株主總會を開いたとあるから、何れにしても明治生命保険株式會社の事業は、日東保生會社に後れてゐる。而かも前者は三菱と慶應義塾との背景があり、經營者にも其人を得た爲めに、年を逐うて隆盛となり、後更に帝國生命保険、日本生命保険等の堅實なる大會社の續出をも加へて、生命保険業の長足なる進歩を遂ぐるに至つたといひ乍ら、其起源沿革を説くものが、一言も出願期の最も早く、設立認可迄も受けて世間に發表された日東保生會社の事に言及するものなく、且つ専らこれを計畫した若山氏の努力が全然葬られて營業者すら多く知るものがない。これ私の故人に對して

氣の毒の感に堪へざると同時に、當業者の此先覺者に酬ゆる道を盡くさるるを歎はしく思ふものである。

若山氏の斯業に對する努力と共に忘るべからざるは、大隈重信侯の氏に對する援助であらう。侯は初めから深く氏の計畫の美舉なるを認め、堅忍事に當るべきを諭し、自身華族に對する株金募集に盡力すべきを約し、時の驛遞局長(原文には驛遞頭とあるも驛遞局長の誤であらう)前島密氏が英國の例に倣つて驛遞局に於て生命保險業を取扱はんと發議した時の如きも、若山の志を遂げしむべしといつて、これを斥けた。もとより其援助は精神的に止つてゐたらしいけれども、氏は侯を見る事さながら慈父の如く、如何なる困厄に遭ふも、侯の一言に勵まされて勇氣を振ひ起しつゝ、敢て難局に當つた事は、幾度か其告白に感激の辭を以て繰返されてゐるところである。生命保險業に對する氏の功績を説くものは、同時に大隈侯の援助を徳とすべきであらう。品川彌二郎氏の如きも亦氏に好意を寄せた一人であつて、其外國の死亡表に據ることなく、他迄も我國の戸籍表に基き、独自の命數表を調製せん事を徳憑して已まなかつたのは、當時にあつては、確かに一隻眼を具へた人と謂ふべきであらう。(完)